

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に関する特例申請について、申請書等へ個人番号の記載が必要となる。	
③システムの名称	ワンストップ特例申請システム eLTAX(団体間回送機能)	
2. 特定個人情報ファイル名		
ワンストップ特例申請システム		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条 第4項 ・番号法第19条8号	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市長公室 企画政策課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	潮来市総務部総務課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	潮来市市長公室企画政策課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	評価対象の事務の対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事前	H30年実績によるH31年度の見込み値
令和1年6月17日	評価対象の事務の対象人数 (いつ時点の計数か)	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和1年6月17日	所属長の役職名	産業観光課長 額賀浩	産業観光課長	事前	
令和1年6月17日	しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられ	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和1年6月17日	IVリスク対策	記載無し	記載あり	事前	
令和1年6月17日	公表日	?	平成31年6月1日 時点	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	環境経済部産業観光課	環境経済部観光商工課	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	産業観光課長	観光商工課長	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の 開示・訂正・利用停止請 求、8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	潮来市環境経済部産業観光課 〒311-2426 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市環境経済部観光商工課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事前	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月1日	事前	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月1日	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	環境経済部観光商工課	市長公室企画調整課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の 開示・訂正・利用停止請 求、8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	潮来市環境経済部観光商工課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	ワンストップ特例申請システム	ワンストップ特例申請システム eLTAX(団体間回送機能)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別する為の 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第3 項	・行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1 第16項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条 第4項 ・番号法第19条8号	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	市長公室企画調整課	市長公室企画政策課	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市総務部総務課 〒311-2493 茨城県潮 来市辻626 電話0299-63-1111	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市市長公室企画政策課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事前	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事前	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1 第16項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条 第4項 ・番号法第19条8号	・行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表24項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条 第4項 ・番号法第19条8号	事前	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事前	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事前	